

各位

会社名 株式会社テリロジー
代表者名 代表取締役社長 津吹 憲男
(コード番号: 3356)
問い合わせ先 専務取締役 阿部 昭彦
TEL (03) 3237-3291

当社の取締役および従業員に対してストックオプションとして 新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成19年6月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および従業員に対して、新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成19年6月21日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、また、その額が確定していないため、報酬等として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認を求めます。

記

- 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社の取締役および従業員に対して、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で発行するものであります。
なお、当社の取締役に対し、新株予約権を付与することについては、ストックオプション目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。
- 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。
- 新株予約権の割当日
募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。
- 本総会決議による委任に基づき当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権（以下「本新株予約権」という）の内容
 - 本新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式2,000株を上限とする。
なお、下記(2)により各本新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 本新株予約権の総数
2,000個を上限とする。このうち、当社取締役会に付与する本新株予約権は500個を上限とする。
なお、各本新株予約権の行使により発行する株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は、次の算式において調整されるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
また、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受ける1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が本新株予約権発行日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株を発行、または、自己株式の処分（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付与されたものを含む。）の転換または、行使の場合を除く。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成24年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社の取締役および従業員の地位を有していることを要する。
ただし、定年退職、取締役任期満了による退任、その他当社取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、本新株予約権は無償で取得することができる。

②本新株予約権者が権利行使をする前に(5)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の本新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会および取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定される比率に従い、本新株予約権者に対して、組織再編により存続会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(10) 新株予約権に関する詳細については、平成19年6月21日開催の当社株主総会後の当社取締役会決議に基づき決定する。

5. 新株予約権の公正価額の算定方法

上記より当社取締役に対して割当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役に割当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

なお、「本新株予約権1個当たりの公正価値」については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価するものとする。

以上